

## 出張所整備検討報告書

庁舎整備を進める中で、庁舎検討委員会の答申の検討経過では、「経費面を考慮し4ヶ所以内で出張所を配置する」「維持管理経費の無駄をなくす」こととされている。

このことを踏まえ、整備する出先機関の取扱業務、名称、整備数、職員数を検討した結果、次のとおりとする。

### 【検討結果】

#### I 取扱業務

市民サービスとして取り扱う業務は135項目とする（別紙1）

#### II 名称

整備する出先機関の名称は支所とする

#### III 整備数

支所の数は3ヶ所とする（立田、八開、佐織地区）

#### IV 職員数

支所の最大職員数は各支所別紙4のとおりとする

なお、検討結果に対する検討内容は以下のとおりである。

#### I 取扱業務

取扱業務については、庁舎検討委員会の検討経過報告書によると、「現在の出張所業務と支所業務の中間業務を考える。」とあること及び今回の目的が庁舎の統合であり支所サービスの充実ではないことから、現在の総合支所業務をベースに出張所に近づける方向で検討した。

業務を検討するに当たっては、事務分掌で定める業務が総合支所で43項目、

出張所で11項目となつてはいるが、佐屋、立田、八開、佐織の4総合支所と市江、永和の2出張所の業務がそれぞれ異なっているため、現状の業務を洗い出し、細かく整理することから始めた。

その上で、「①地域住民が身近に必要とされる窓口申請及び証明発行事務は実施する必要がある」「②高齢者、障害者など弱者の市民サービスに配慮が必要である」の2点を基本に検討した結果、市民が身近に必要とする業務は135項目であるとした。(別紙1)

本課対応とした業務は、民生委員や子ども会などの団体事務や期日を定めて行う専門の相談窓口、地区行事の応援などとし、市民サービスに直結する業務は現在の総合支所業務とほぼ同等の業務となっている。

## Ⅱ 名称

地方自治法第155条では、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁（道にあっては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。」と規定している。

支所と出張所の相違については、「支所が市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務の全般にわたって事務を掌る事務所を意味するものに対して、出張所は、住民の便宜のために市役所又は町村役場まで出向かなくても済む程度の簡単な事務を処理するために設置するいわゆる市役所又は町村役場の窓口の延長」という取り扱いが適当であると解釈されている。

しかしながら、他市の状況を見ても地方自治法に規定された支所、出張所の名称を含め、連絡所やサービスセンターなどの名称の使用や、所管区域の取り扱いについても様々であり、各市の状況に合わせて適宜、条例で規定されていることに対しては違法であるという問題も生じないと解釈されている。

このことを踏まえ、現状の総合支所とほぼ同等の業務を取り扱うことから名称を変更しない方が市民にもわかりやすいため、出先機関の名称としては支所とする。

### Ⅲ 整備数

整備数の検討に当たっては、愛西市全域を公平な視点で判断し場所及び数を決定していく必要があるため、次の４点を基本的事項とした。

- (1) 愛西市の統合庁舎の位置（現在の本庁舎の位置）
- (2) 地方自治法の規定と現状の支所、出張所
- (3) 合併協議会の決定、新市建設計画、行政改革大綱
- (4) 庁舎検討委員会の答申

#### 1. 基本的事項の確認

##### (1) 愛西市の統合庁舎の位置

- ①愛西市は南北に長く津島市を取り囲むような地形である
- ②愛西市の中心地点は津島市天王川公園付近となる
- ③統合庁舎は中心地点から南南東へ2.3 kmの地点に位置している
- ④中心地点から市内全域をカバーできるエリアは半径7.3 kmとなる
- ⑤統合庁舎からは半径5 kmのエリアで市内南部をカバーできる

愛西市の面積は66.63㎢で、南北に長く津島市を取り囲むような地形であり、北西にあたる川北町上地内から南東にあたる善太新田町古株地内まで直線距離で14.8 km、北東にあたる勝幡町林地内から南西にあたる福原新田町郷前地内まで直線距離で11.1 kmとなっている。

統合庁舎から4地点までの距離等を見ると下記のとおりである。（別紙2）

地名	直線距離	走行距離	付近の駅
①川北町上	9.9 km	12.0 km	4.7 km（名鉄丸渕）
②勝幡町林	6.6 km	7.5 km	1.6 km（名鉄青塚）
③福原新田町郷前	4.8 km	8.0 km	4.1 km（JR長島）
④善太新田町古株	5.3 km	6.2 km	0.7 km（近鉄富吉）

統合庁舎を中心に見ると、半径5 kmのエリアで善太新田町古株地内から福原新田町郷前地内までの市内南部の区域がほぼカバーできることとなり、このエリア内に入る世帯は全体の約70分の16,000世帯であり、約30分の16,300世帯がエリアから外れることになる。（別紙3）

このことから、市民の利便性を考慮すれば、エリアから外れた北部地域に市役所の出先機関を1ヵ所程度設置する必要があるのではないかと考えられる。

## **(2) 地方自治法の規定と現状の総合支所、出張所**

地方自治法第4条では、「事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」と規定されており、これは市役所の出先機関である支所、出張所の位置についても同様である。

現状は、合併時の旧4町村既存の4庁舎に本課機能を分散する分庁方式と総合支所方式を併用するとともに、旧佐屋町からの2出張所を加えて、合併に伴う住民サービスの影響を配慮した形となっている。

なお、2出張所は総合支所とは取扱業務も異なり、旧佐屋町時代の名残となっている。

## **(3) 合併協議会の決定、新市建設計画、行政改革大綱**

### **① 合併協議会の決定**

4町村合併協議会の中では、「行政の合理化推進に向け市庁舎など公共施設の適正配置に努める」として合併時の統合庁舎の検討はなく、既存の4庁舎に本課機能を分散する分庁方式を決定し、併せて市民サービスへの影響などを考慮し、総合支所を各庁舎に併設することとしている。

### **② 新市建設計画**

新市建設計画では、公共的施設の統合整備として、「新市の公共的施設については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域の持つ特性、バランス、財政状況などに考慮しながら、逐次、統合整備を図っていく。また、統合整備の検討に際しては、効率的かつ合理的な行財政の運営をめざし、既存施設の有効利用や相互利用などを考察するとともに、市民サービスの維持向上に向けた整備に努める」としている。

### ③行政改革大綱

行政改革大綱では、「分庁方式や本課と総合支所の関係など、現在本市が抱える諸問題について、現状と経過を踏まえながら積極的に検討し、市民にわかりやすく、適切に行政サービスを提供できる組織体制を構築する」ことと「公共施設の設置及び効率的な管理運営の推進」を同時に検討していくとしている。

#### (4) 庁舎検討委員会の答申

庁舎検討委員会では、「合併協議会の決定」、「新市建設計画」、「行政改革大綱」を踏まえ、庁舎の抱えている課題について、もう一度原点に立ち返り、市民目線に立った検討を重ねられ、出張所については「市民サービスを低下させることなく、また経費面を考慮し、出張所は4ヶ所以内設置する」と結論を出している。

## 2. 比較検討

### (1) 3総合支所と2出張所を含めた検討

現状の総合支所、出張所の位置を変更するに当たって「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」との地方自治法の規定があるものの、合併に伴う支所、出張所の偏在は問題とされることもあり、愛西市全体を見渡したバランスを考慮すると、市役所と愛西市の北側に1ヶ所の出先機関が妥当であると考えられ、さらに、効率的かつ合理的な行財政の運営と一般的に生活圏域が拡大していることも要因として踏まえる必要がある。

しかし、現状のサービスや施設状態、人口、統合庁舎が整備されることによる影響等を踏まえ、立田、八開、佐織の3総合支所と2出張所の位置及び活用についても検証する必要がある。庁舎検討委員会の検討経緯の中でも、統合庁舎の位置を基点に「佐屋地区にある2ヶ所の出張所が必要なのか」、「人口分布や地形により永和出張所は必要である」、「統合庁舎は利便性が高くなるため、

出張所は佐屋地区以外の立田地区、八開地区、佐織地区の3ヶ所とする」などの意見が出されていることから、これらの意見も踏まえて比較を行った。

《統合庁舎を基点とした総合支所、出張所の比較》必要性の高い順に5～1点

施設名	距離	周辺人口	取扱件数	施設状況	合計
立田支所	3	3	4	1	11
八開支所	5	1	2	5	13
佐織支所	4	5	5	4	18
市江出張所	1	2	1	3	7
永和出張所	2	4	3	2	11

【参考資料①～④】

①各支所・出張所の人口等比較

	立田支所	八開支所	佐織支所	市江出張所	永和出張所
対象世帯数	2,352世帯	1,468世帯	8,076世帯	1,806世帯	2,914世帯
(対象人口)	8,098人	4,864人	23,529人	5,737人	8,326人
主な取扱件数	7,175件	4,522件	29,056件	2,329件	5,387件
統合庁舎からの直線距離	3.6 <sup>キ</sup>	7.9 <sup>キ</sup>	4.7 <sup>キ</sup>	1.5 <sup>キ</sup>	3.0 <sup>キ</sup>

※主な取扱件数は、市民課関係分窓口の3年間平均

②各庁舎・出張所の整備比較（別紙4）

③各庁舎・出張所の町内別主な取扱件数（別紙5）

④現状で各庁舎に行かなければ受けられない業務

庁舎名	主な業務
本庁舎	防災に関する相談、税務相談など総務部、企画部関係業務など
立田庁舎	農地に関することや建築に関する申請相談など経済建設部関係業務のほぼ全部
八開庁舎	教育相談など教育部関係業務、下水道の接続相談など上下水道部関係業務
佐織庁舎	騒音関係の届出、墓地に関する届出など環境課関係業務

※統合庁舎が整備されることにより、すべての業務が統合庁舎に集約され行政サービスの拠点と防災拠点として充実される。

## (2) 検討結果

3 総合支所と 2 出張所を比較すると、出先機関としての必要性は佐織、八開、立田と永和、市江の順になる。

出先機関の数は、愛西市の統合庁舎の位置と市の全体的なバランスから考えれば北部地域に 1 ヶ所程度であると考えられるが、4 町村の合併であること、別紙 3 のとおり各総合支所の位置が約 2.5km で配置されていること、総合支所・出張所の取扱業務、効率的な行財政運営などを踏まえ、立田、八開、佐織の 3 ヶ所に支所を設置することとする。

市江及び永和出張所を廃止する理由については、統合庁舎を基点とした距離が最大の理由になると考えられるが、現状の取扱業務が他の総合支所と異なること、統合庁舎による利便性の向上があげられる。

## IV 職員数

支所の職員数は、整備する支所の面積にも関連するため、最大職員数として検討した。

検討するに当たっては、取扱業務量と来庁者数が大きく影響するが、業務内容が幅広い内容となるため、ある程度の人数は確保する必要があるとしながらも、業務が現状の総合支所とほぼ同等となるため、現状ですべての業務を取り扱っている立田、八開を参考に別紙 4 のとおりとした。

なお支所の必要面積は、職員数による事務室面積に会議室や職員休憩室、更衣室などを含めて支所面積を積算した。

## V 支所整備に係る影響

### (1) 支所整備のメリット

- ① 4 庁舎の分庁方式から統合庁舎と 3 支所の整備により、維持管理経費や耐震化並びに大規模修繕費の削減と行政運営上の課題が解消される。
- ② 「4 ヶ所の総合支所と 2 ヶ所の出張所」から「3 支所」とすることにより、組織のスリム化による職員が削減される。

▼職員削減数 14人

▽現在の総合支所と出張所配置職員数 38人

▽3支所の最大配置職員数 24人

※支所への配置職員数については、設置時における市民サービス維持のため最大職員数としている。

③どこの支所でも同様の業務の取り扱いとなるためわかりやすい。

## (2) 支所整備のデメリット

①統合庁舎まで地理的に遠隔となる。

②出張所が廃止されることにより、近くで「住民票の交付」や「印鑑証明証の交付」などが受けられなくなり不便となる。

## (3) 出張所廃止による施設の有効活用

①永和出張所⇒永和公民館

永和公民館は、生活文化の振興・社会福祉の増進に寄与することを目的として地域活動としても多くの方に利用されている。

◎利用者数 平成20年度：11,335人 平成21年度：16,082人

施設は、昭和54年建設で31年が経過していること、耐震化の必要があることなど改善すべき課題はあるが、災害時に安心して避難できる施設として、また地域活動の拠点としても有効に活用できる施設として整備する。

②市江出張所⇒市江地区コミュニティセンター

地域住民の連帯意識の高揚並びに福祉の充実・自主防災活動の推進に寄与するため設置され、地域のコミュニティ活動の拠点として多くの市民に利用されている。

◎利用者数 平成20年度：13,007人 平成21年度：13,854人

引き続き市民が利用しやすい管理形態を検討し、さらには災害時における避難所としての施設の充実を図る。

## 支所取扱業務

別紙1

通番	区分	業務内容	詳細業務	付随業務	現状取扱業務						備考
					佐屋	立田	八開	佐織	市江	永和	
1	戸籍住基関係	戸籍証明交付	戸籍謄本・抄本・附票、記載事項証明、戸籍身分証明書等		○	○	○		▲	▲	
2	戸籍住基関係	戸籍届出	出生、死亡、婚姻、離婚等	火葬許可証	○	○	○		○	○	
3	戸籍住基関係	住民異動届出	転入、転出、転居、世帯主変更等		○	○	○		▲	▲	
4	戸籍住基関係	住民記録証明書交付	住民票、住民票除票、記載事項証明等		○	○	○		○	○	
5	戸籍住基関係	住基カード交付	住基カード		○	○	○				
6	戸籍住基関係	印鑑登録届出	印鑑登録、廃止等	カード発行	○	○	○		○	○	
7	戸籍住基関係	印鑑登録交付	印鑑登録証明書		○	○	○		○	○	
8	戸籍住基関係	外国人登録届出	外国人登録、更新等	カード発行	○	○	○				
9	戸籍住基関係	登録原票記載事項証明書交付	外国人登録関係証明書		○	○	○		▲	▲	
10	戸籍住基関係	公的個人認証業務	電子証明書発行		○	○	○				
11	税関係	納期前納付報奨金に関する事				○	○	○	○	○	
12	税関係	証明交付	所得証明			○	○	○	○	○	
13	税関係	証明交付	課税証明(非課税証明)			○	○	○	○	○	
14	税関係	証明交付	事業証明(法人)			○	○	○			
15	税関係	証明交付	納税証明(市民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税)			○	○	○	○	○	
16	税関係	証明交付	評価証明			○	○	○			
17	税関係	証明交付	公課証明			○	○	○			
18	税関係	証明交付	記載事項証明			○	○	○			
19	税関係	証明交付	登録事項証明			○	○	○			
20	税関係	証明交付	住宅家屋証明			○	○	○			
21	税関係	証明交付	評価額通知書			○	○	○			
22	税関係	申請受付	未登記家屋所有者変更、家屋取り壊し、相続人代表者指定等			○	○	○			
23	税関係	申請受付	法人設立・異動等			○	○	○			
24	税関係	申請受付	減免申請(市民税、固定資産税、軽自動車税)			○	○	○			
25	税関係	申請受付	軽自動車税(登録・廃止、変更手続)	ナンバー交付等		○	○	○			
26	税関係	申告書受付	住民税、償却資産、法人市民税等			○	○	○	○	○	
27	税関係	その他県税、国税に関する事				○	○	○			
28	税関係	縦覧・閲覧・コピー	固定資産台帳、公図等			○	○	○			
29	公金取扱関係	公金収納	市県民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税			○	○	○	○	○	
30	公金取扱関係	公金収納	国民健康保険税			○	○	○	○	○	
31	公金取扱関係	公金収納	後期高齢者医療保険料			○	○	○	○	○	
32	公金取扱関係	公金収納	介護保険料			○	○	○	○	○	
33	公金取扱関係	公金収納	保育料			○	○	○	○	○	
34	公金取扱関係	公金収納	児童クラブ利用料			○	○	○	○	○	
35	公金取扱関係	公金収納	水道料			○	○	○	○	○	
36	公金取扱関係	公金収納	犬の登録、狂犬病予防注射済票交付手数料		○	○	○	○			
37	公金取扱関係	公金収納	その他(水道加入料、各種手数料、下水道使用料等)			○	○	○	○	○	
38	公金取扱関係	口座振替	口座振替依頼(新規・変更・廃止)		○	○	○	○	○	○	
39	公金取扱関係	納付書交付(再交付)	市県民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税			○	○	○	○	○	
40	公金取扱関係	納付書交付(再交付)	国民健康保険税		○	○	○	○	○	○	
41	公金取扱関係	納付書交付(再交付)	介護保険料		○	○	○				
42	公金取扱関係	納付書交付(再交付)	児童クラブ		○	○	○				
43	公金取扱関係	納付書交付(再交付)	後期高齢者医療保険料		○	○	○		○	○	
44	公金取扱関係	市税等の徴収に関する事	市税納付誓約書			○	○	○	○	○	
45	健康保険関係	国民健康保険申請	資格取得・変更・喪失	保険証の発行等	○	○	○		○	○	
46	健康保険関係	国民健康保険申請	高額療養費、療養費、出産一時金、葬祭費、移送費		○	○	○		○	○	
47	健康保険関係	国民健康保険申請	減免申請等各種申請		○	○	○		○	○	
48	健康保険関係	国民健康保険交付	納付確認書		○	○	○		○	○	

## 支所取扱業務

別紙1

通番	区分	業務内容	詳細業務	付随業務	現状取扱業務						備考
					佐屋	立田	八開	佐織	市江	永和	
49	国民年金関係	国民年金申請	資格取得・変更・喪失・免除		○	○	○		○	○	
50	国民年金関係	国民年金申請	裁定請求		○	○	○		○	○	
51	国民年金関係	国民年金申請	国民年金障害年金現況届		○	○	○		○	○	
52	医療保険関係	子ども医療申請	資格取得・変更・喪失	保険証の発行等	○	○	○		○	○	
53	医療保険関係	子ども医療申請	高額療養費、療養費		○	○	○		○	○	
54	医療保険関係	障害者医療申請	資格取得・変更・喪失	保険証の発行等	○	○	○		○	○	
55	医療保険関係	障害者医療申請	高額療養費、療養費		○	○	○		○	○	
56	医療保険関係	母子家庭等医療申請	資格取得・変更・喪失	保険証の発行等	○	○	○		○	○	
57	医療保険関係	母子家庭等医療申請	高額療養費、療養費		○	○	○		○	○	
58	医療保険関係	後期高齢者福祉医療申請	資格取得・変更・喪失	保険証の発行等	○	○	○		○	○	
59	医療保険関係	後期高齢者福祉医療申請	高額療養費、療養費		○	○	○		○	○	
60	医療保険関係	精神障害者医療申請	資格取得・変更・喪失	保険証の発行等	○	○	○		○	○	
61	医療保険関係	精神障害者医療申請	高額療養費、療養費		○	○	○		○	○	
62	医療保険関係	後期高齢者医療申請	資格取得・変更・喪失	保険証の発行等	○	○	○		○	○	
63	医療保険関係	後期高齢者医療申請	高額療養費、療養費、葬祭費		○	○	○		○	○	
64	高齢福祉関係	高齢者福祉・日常生活支援	高齢者福祉タクシー		○	○	○		▲	▲	
65	高齢福祉関係	高齢者福祉・日常生活支援	マッサージ券		○	○	○		▲	▲	
66	高齢福祉関係	高齢者福祉・日常生活支援	老人日常生活用具給付		○	○	○		▲	▲	
67	高齢福祉関係	高齢者福祉・日常生活支援	ホームヘルパー派遣		○	○	○				
68	高齢福祉関係	高齢者福祉・日常生活支援	福祉電話申請書の收受		○	○	○				
69	高齢福祉関係	高齢者福祉・日常生活支援	ミニデイサービス利用申請		○	○	○				
70	高齢福祉関係	高齢者福祉・日常生活支援	高齢者等外出支援サービス利用申請		○	○	○				
71	高齢福祉関係	高齢者福祉・日常生活支援	乳酸菌飲料支給申請		○	○	○				
72	高齢福祉関係	高齢者福祉・日常生活支援	配食サービス利用申請		○	○	○				
73	高齢福祉関係	高齢者福祉・日常生活支援	金婚・金剛石婚夫婦申請(結婚生活60年・50年)		○	○	○		○	○	
74	高齢福祉関係	高齢者福祉・家族介護支援	徘徊高齢者家族支援サービス		○	○	○				
75	高齢福祉関係	高齢者福祉・家族介護支援	家族介護用品支給		○	○	○		▲	▲	
76	高齢福祉関係	高齢者福祉・家族介護支援	家族介護慰労金支給		○	○	○				
77	高齢福祉関係	高齢者福祉・緊急通報システム申請	申請書の收受		○	○	○				
78	高齢福祉関係	介護保険届出	資格取得・異動・喪失	受給資格証	○	○	○		▲	▲	
79	高齢福祉関係	介護保険申請	認定・更新	保険証の発行等	○	○	○				
80	高齢福祉関係	介護保険給付			○	○	○				
81	高齢福祉関係	介護保険要介護認定・要支援認定申請	訪問調査日の調整、意見書書類の受け渡し	主治医意見書のみ	○	○	○				
82	高齢福祉関係	介護保険要介護更新認定・要支援更新認定・区分変更申	訪問調査の聞き取り、意見書書類の受け渡し	主治医意見書のみ	○	○	○				
83	社会福祉関係	障害者福祉・補装具・日常生活用具申請	給付		○	○	○				
84	社会福祉関係	障害者福祉・障害者自立支援法サービス申請	自立支援給付(介護給付訓練等)		○	○	○				
85	社会福祉関係	障害者福祉・障害者自立支援法サービス申請	地域生活支援		○	○	○				
86	社会福祉関係	障害者福祉・障害者手帳申請	身体障害者手帳		○	○	○				
87	社会福祉関係	障害者福祉・障害者手帳申請	療育手帳		○	○	○				
88	社会福祉関係	障害者福祉・障害者手帳申請	精神障害者保健福祉手帳		○	○	○				
89	社会福祉関係	障害者福祉・障害者手帳申請	在宅障害者扶助料		○	○	○				
90	社会福祉関係	障害者福祉・障害者手帳申請	愛知県在宅重度障害者手当		○	○	○				
91	社会福祉関係	障害者福祉・障害者手帳申請	特別障害者手当(経過的福祉手当)		○	○	○				
92	社会福祉関係	障害者福祉・障害者手帳申請	障害児福祉手当		○	○	○				
93	社会福祉関係	障害者福祉・障害者手帳申請	自立支援医療受給者証(申請、変更、再交付等)		○	○	○				
94	社会福祉関係	障害者福祉・その他申請	自動車運転免許取得費助成		○	○	○				
95	社会福祉関係	障害者福祉・その他申請	障害者福祉タクシー助成		○	○	○				
96	社会福祉関係	障害者福祉・その他申請	自動車改造費助成		○	○	○				
97	社会福祉関係	障害者福祉・その他申請	有料道路障害者割引証明申請		○	○	○				
98	社会福祉関係	障害者福祉・その他申請	NHK放送受信料免除証明申請		○	○	○				
99	社会福祉関係	障害者福祉・その他申請	愛知県心身障害者高校生奨学金、入学準備金支給申請		○	○	○				
100	社会福祉関係	障害者福祉・その他申請	愛知県心身障害者扶養者共済制度申請		○	○	○				
101	社会福祉関係	障害者福祉・障害者自立支援法	自立支援医療(精神通院・更生)		○	○	○				

## 支所取扱業務

別紙1

通番	区分	業務内容	詳細業務	付随業務	現状取扱業務						備考
					佐屋	立田	八開	佐織	市江	永和	
102	社会福祉関係	社会福祉申請	生活保護申請・相談		○	○	○				
103	社会福祉関係	社会福祉申請	くらしを育てる資金申請		○	○	○				
104	社会福祉関係	社会福祉申請	行旅困窮者扶助申請	旅費支給	○	○	○				
105	社会福祉関係	社会福祉申請	在日外国人特別給付金申請		○	○	○				
106	社会福祉関係	社会福祉申請	原爆被爆者健康管理手当支給申請		○	○	○				
107	社会福祉関係	社会福祉申請	原爆病院受診旅費申請		○	○	○				
108	社会福祉関係	社会福祉申請	被爆者手帳交付申請		○	○	○				
109	社会福祉関係	社会福祉申請	戦傷病者手帳交付申請		○	○	○				
110	社会福祉関係	社会福祉申請	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金申請		○	○	○				
111	社会福祉関係	社会福祉申請	戦傷病者等の妻に対する特別給付金申請		○	○	○				
112	社会福祉関係	社会福祉申請	戦傷病者乗車券類引換証交付申請		○	○	○				
113	社会福祉関係	社会福祉申請	生計同一証明交付申請		○	○	○				
114	社会福祉関係	社会福祉申請	母子通園費申請		○	○	○				
115	社会福祉関係	社会福祉申請	恩給法等援護関係		○	○	○				
116	児童福祉関係	児童福祉申請	子ども手当申請・変更・喪失等		○	○	○		○	○	
117	児童福祉関係	児童福祉申請	出産祝い金申請		○	○	○		○	○	
118	児童福祉関係	児童福祉申請	児童扶養手当申請・変更・喪失等		○	○	○				
119	児童福祉関係	児童福祉申請	児童クラブ申請・変更・辞退等		○	○	○		○	○	
120	児童福祉関係	児童福祉申請	ファミリーサポートセンター申請		○	○	○				
121	児童福祉関係	児童福祉申請	遺児手当申請・変更・喪失等		○	○	○				
122	児童福祉関係	児童福祉申請	特別児童扶養手当申請・変更・喪失等		○	○	○				
123	児童福祉関係	児童福祉申請	保育園入園・退所受付		○	○	○		○	○	
124	環境衛生関係	ゴミ申請	生ゴミ処理機補助申請、收受		○	○	○		○	○	
125	環境衛生関係	ゴミ申請	資源ごみ回収補助申請(子ども会)		○	○	○				
126	環境衛生関係	ゴミ申請	ゴミ搬入許可(公用含む)		○	○	○				
127	環境衛生関係	狂犬病予防	登録・抹消		○	○	○		▲	▲	
128	環境衛生関係	霊園墓所使用関係申請	霊園墓所使用・継承・埋葬・改葬等		○						
129	経済建設関係	道路側溝浚渫に係る器具貸出等			○				○		
130	上下水道関係	下水道業務	納付書発行						○		
131	上下水道関係	上水道業務	権利異動に伴う受付・納付書発行						○		
132	教育関係	援助制度	就学援助		○	○			○	○	○
133	教育関係	援助制度	私立高等学校授業料補助		○	○			○	○	○
134	町内会等関係	コミュニティの各種届出、申請書の受け取り				○	○		○	○	○
135	住所表示変更	合併に伴う住所変更証明				○	○		○	○	○

▲の出張所業務については、支所業務と取り扱いに違いがある業務





各庁舎・出張所の整備比較

		立田庁舎	八開庁舎	佐織庁舎	永和出張所	市江出張所
既存庁舎の現状	竣工年	①昭和42年3月（第1期工事） ②昭和53年2月（第2期工事） ③平成14年11月（第3期工事）	昭和62年7月	①昭和44年7月 ②昭和56年12月 増築 ③平成9年2月 増築	昭和54年	昭和59年
	経過年数 【平成27年基準】	① 48年 ② 37年 ③ 13年	28年	① 46年 ② 34年 ③ 18年	36年	31年
	支所の最大職員数	6人以内	6人以内	12人以内	6人以内	6人以内
【上限基本】	面積	132.40㎡	132.40㎡	413.68㎡	132.40㎡	132.40㎡
	標準経費（人件費含む）	4,300万円	4,300万円	8,700万円	4,300万円	4,300万円
	【メリット】	・慣れた施設で安心感がある ・施設の活用ができる	・慣れた施設で安心感がある ・施設の活用ができる	・慣れた施設で安心感がある ・施設の活用ができる	・慣れた施設で安心感がある ・公民館の活用ができる	・慣れた施設で安心感がある ・コミの活用ができる
既存庁舎を活用した場合	【デメリット】	・耐震性がない ・老朽化が進んでいる ・維持管理費がかさむ	・維持管理費がかさむ	・耐震性がない ・老朽化が進んでいる ・維持管理費がかさむ	・耐震性がない ・老朽化が進んでいる ・狭い	・老朽化が進んでいる ・狭い
	【その他】	・一部だけ残して活用できない	・余剰施設の活用を検討する	・③の増築部分が活用可能	・公民館の耐震改修等を検討	・コミの改修等を検討
	既存施設の利用	①新築 ②取壊し	改修（集会室のみ230㎡）	①改修（③の増築部分のみ） ②取壊し	①耐震改修・増築 ②新築	①増築・改修 ②新築
支所としての整備方法	経費	① 4,000万円 ② 5,600万円（庁舎全体）	2,200万円	① 4,000万円（2階まで改修） ② 7,000万円（全体） 5,900万円（③の増築部分除）	① -（下記コメント参照） ② 4,000万円	① 1,500万円 ② 4,000万円
	周辺施設の利用	【社会福祉会館】 平成5年建設 改修 112.5㎡	【農業管理センター】 平成17年建設 改修 96㎡	【佐織公民館】 昭和59年建設 改修	*耐震診断調査が未実施のため、どの程度建物が耐震力がないかが把握できない。そのため、改修費用の算定が困難である。	
	経費	1,100万円	900万円	事務に適したスペースが確保できない		
周辺施設の利用	【第2社会福祉会館】 昭和62年建設 改修 88㎡		【佐織福祉センター】 平成4年建設 改修 133.04㎡			
経費	900万円		1,300万円			
周辺施設の利用	【立田体育館】 昭和49年建設 改修 93.79㎡					
経費	900万円					

